

## 静岡県司法書士会調停センターふらっと手数料規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡県司法書士会調停センター設置規則（以下「設置規則」という。）第22条及び第25条の規定に基づき、設置規則の施行に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この規程は、静岡県司法書士会調停センターふらっと（以下「センター」という。）が行う調停手続の実施に関し、利用者が納付する費用の額、納付方法その他費用の納付に関し必要な事項を定めることにより、センターの適正な業務運営に資することを目的とする。

### (用語)

第3条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、設置規則、静岡県司法書士会調停センターふらっと運営規程、静岡県司法書士会調停センターふらっと手続実施規程（以下「実施規程」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

### (費用の種類等)

第4条 利用者がセンターに納付する費用は、設置規則第22条第1号及び第2号に定める費用とする。

2 センターは、設置規則第22条第1号及び第2号に規定する費用のほか、この規程に定めるところに従い、利用者又は利用者であった者から次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 実施規程第24条第3項ただし書の規定によりセンター所在地以外の場所で調停の期日を開催した場合における手続実施者の交通費、会場借料その他の実費
- (2) 実施規程第36条に規定する閲覧及び謄写の費用
- (3) 実施規程第37条に規定する証明書発行の費用

3 センターは、前2項に定める費用を領収したときは、費用を納付した者に対し、領収書を発行しなければならない。

(申込手数料)

第5条 申込手数料は、21,000円(消費税に相当する額を含む。)とする。

- 2 申込手数料は、申込人が申込書を提出するときまでに、本会の事務局への持参又は本会指定の口座に振込む方法により納付しなければならない。
- 3 実施規程第17条第5項の規定により調停手続が終了したときは、納付された申込手数料の半額を申込人に返還する。
- 4 申込手数料の返還に要する費用は、申込人の負担とする。

(手続実施手数料)

第6条 手続実施手数料は、期日を1回開催するごとに10,500円(消費税に相当する額を含む。)とし、本会の事務局への持参又は本会指定の口座に振り込む方法により納付しなければならない。

- 2 申込人は、第1回から第3回までの期日に係る手続実施手数料を前条第1項に規定する申込手数料と同時に納付しなければならない。
- 3 第1回から第3回までの期日に係る手続実施手数料は申込人の負担とする。この場合において、利用者の一方又は双方が期日に欠席したことにより当該期日が開催されなかったとき又は第3回までの期日が開催されずに調停手続が終了したときは、開催されなかった期日に相当する手続実施手数料を申込人に返還する。
- 4 第2項の規定により納付された手続実施手数料は、実施規程第17条第5項の規定により調停手続が終了したときは、申込人に返還する。
- 5 第1回から第3回までの期日に係る手続実施手数料について、相手方が手続実施手数料の一部又は全部の額を納付することに合意した場合は、相手方はその合意した額に相当する手続実施手数料を速やかに納付しなければならない。この場合において、センター長は、相手方から当該合意した額に相当する手続実施手数料が納付されたときは、第2項に規定により既に納付されている手続実施手数料から当該合意により申込人が納付すべき手続実施手数料の額を差し引いて、その残額を申込人に返還するものとする。
- 6 第4回以降の期日を開催する場合の手続実施手数料は、当該期日を開催するまでに利用者がそれぞれ手続実施手数料の半額を納付することとする。ただし、利用者間に手続実施手数料の負担割合についての合意があるときは、その合意による負担割合によって算出された額を納付することとする。
- 7 前項の規定により納付された手続実施手数料は、利用者の一方又は双方が期日に欠席したことにより当該期日が開催されなかったときは、当該手続実施手数料を納付した者に返還する。

- 8 手続実施手数料の返還に要する費用は、当該手続実施手数料を納付した者の負担とする。

(交通費その他の実費)

第7条 実施規程第24条第3項ただし書の規定によりセンターの所在地以外の場所で調停の期日の開催を希望する利用者は、当該場所までに要する手続実施者の交通費、当該場所の会場借料その他の実費を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する実費は、一方の利用者の希望によるときは、当該一方の利用者がその全額を負担するものとし、双方の利用者の希望によるときは、当該双方の利用者がそれぞれその半額を負担するものとする。
- 3 センター長は、前項に規定する費用が発生する見込みがあるときは、あらかじめその見積額を利用者に示して予納させるものとする。
- 4 前項の規定により予納された費用は、調停手続が終了した後に精算するものとする。この場合において、センター長は、予納された費用に不足があるときはその不足額の追加納付を依頼し、余剰があるときはその余剰額を返還するものとする。
- 5 前項の規定により予納された費用を返還するときに要する費用は、当該費用を予納した者の負担とする。

(閲覧等の費用)

第8条 実施規程第36条第2項の規定に基づき、閲覧及び謄写の請求をする者は、当該請求をするときに、次の各号に定める費用を本会の事務局に納付しなければならない。

- (1) 閲覧の請求をするとき 1回について525円（消費税に相当する額を含む。）
- (2) 謄写の請求をするとき 記録1枚について21円（消費税に相当する額を含む。）

(証明書発行の費用)

第9条 実施規程第37条第1項の規定に基づき、証明書の発行を請求する者は、証明書1通について525円（消費税に相当する額を含む。）を、当該請求をするときに本会の事務局に納付しなければならない。

(費用の減額等の特例)

- 第10条 センター長は、利用者が、民事法律扶助の適用を受けられる条件を満たす者であることその他第5条及び第6条に定める費用の全部又は一部を納付することが困難であると認められるときであって当該利用者から申し出があるときは、運営委員会の意見を聴いて、当該利用者が納付すべき費用の一部又は全部の額を免除する旨の決定をすることができる。
- 2 利用者が前項に規定する申し出をするときは、費用を納付することが困難であることを疎明する資料をセンター長に提出しなければならない。
- 3 センター長は、第1項の規定により費用の一部又は全額の額を免除する旨の決定をした後に、利用者が通常のコ費用を納付する資力を有することが判明したときは、当該利用者の意見を聴いて、差額の納付を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、実施規程の施行の日（平成21年1月19日）から施行する。

附 則

平成22年6月1日から平成23年3月31日までに申込みの受理の決定があった調停については、第5条及び第6条の規定を適用しない。